

事 務 連 絡

平成 2 4 年 5 月 2 8 日

関係各事務（管理）所  
用地（担当）課長 様

用地部用地企画課長

用地測量の成果を活用した地籍整備の推進についての別添 6 に関する留意事項

標記については、「用地測量の成果を活用した地籍整備の推進について（通知）」（平成 2 4 年 3 月 2 7 日付け国関整用企第 3 8 9 号）で通知しているところですが、別添 6 歩掛案について、下記のとおり通知いたしますのでご留意の上適切に積算願います。

なお、下記項目に関して既発注業務で変更設計するときには業務実施内容をよく確認した上で適切に考慮・積算するようお願いします。

#### 記

##### 1. 復元測量（基準点の点検測量）の事前打合せについて

本歩掛については、受注者が基準点の点検測量を実施する上で国土地理院と協議を実施するものであり、用地測量と併せて発注する場合においても積算上考慮することとする。

##### 2. 復元測量（基準点の点検測量）の精度管理費について

復元測量（基準点の点検測量）には精度管理費を計上するものとする。

なお、精度管理費係数は設計業務等標準積算基準書 第 1 編 第 1 章 第 1 節  
1-4-3 表-1 精度管理費係数のうち、「基準点測量」を用いることとする。

##### 3. 復元測量（基準点の点検測量）の成果検定費について

境界測量の与点となる基準点は測量法第 4 1 条の規定に基づく国土地理院の審査を受け、係る審査書を国土調査法第 1 9 条第 5 項申請に添付するため、第三者機関の検定書は不要であることから、成果検定費は考慮しないものとする。

(参考) 別添6

(別添6)

【歩掛り案】

国土調査法第19条第6項に基づく指定の申請に必要な地図等の作成

作業工程及び標準作業量	所要日数				内外業の別	編成				延日数				計
	測量主任技師	測量技師	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量助手	普通作業員	
総括表作成 10,000㎡当り		1.0			内					1.0				1.0
甲種地味的位置図作成(縮尺は任意) 10,000㎡当り			0.3		内			1			0.3			0.3
用地開墾地図の作成 10,000㎡当り			0.2	0.4	内			1	1		0.2	0.4		0.8
空図附載付用地図作成(1/500) 10,000㎡当り			0.2	0.4	内			1	1		0.2	0.4		0.8
指定申請調査簿作成 10,000㎡当り			1.0	0.5	内			1	1		1.0	0.5		1.5
合計	0.0	1.0	1.7	1.3	0.0	0.0	1.0	4.0	3.0	0.0	1.0	1.7	1.3	4.0

  

機械経費の構成				通信運搬費等の構成		材料費の構成				
名称	規格	単位	数量	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要
各費目の直接人件費に対する割合										
費目	割合	費目	割合	費目	割合	摘要				
機械経費	0.0%	通信運搬費等	0.0%	材料費	0.0%					
総括表	式 1									
各費目の直接人件費に対する割合										
費目	割合	費目	割合	費目	割合	摘要				
機械経費	0.0%	通信運搬費等	0.0%	材料費	0.0%					
総括表	式 1									
各費目の直接人件費に対する割合										
費目	割合	費目	割合	費目	割合	摘要				
機械経費	0.0%	通信運搬費等	0.0%	材料費	4.0%					
総括表	式 1									
各費目の直接人件費に対する割合										
費目	割合	費目	割合	費目	割合	摘要				
機械経費	0.0%	通信運搬費等	0.0%	材料費	0.0%					
総括表	式 1									

復元測量(基準点の点検測量)

作業工程及び標準作業量	所要日数				内外業の別	編成				延日数				計	
	測量主任技師	測量技師	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量助手	普通作業員		
復元測量(基準点の点検測量)事前訂合せ(業務当り)			0.5	0.5	内			1	1		0.5	0.5		1	
復元測量(基準点の点検測量)10,000㎡当り			1	1	外			1	1		0.5	0.5		1	
合計			1.5	1.5	計			2	2		1	1		2	
復元測量(基準点の点検測量)10,000㎡当り			0.5	0.5	0.5	内		1	1	.1	0.5	0.5	0.5	1.5	
復元測量(基準点の点検測量)10,000㎡当り			1.7	1.7	1.7	外		1	1	1	1.7	1.7	1.7	0.0	
合計			2.2	2.2	1.7	計		2	2	1	2.2	2.2	1.7	8.8	
合計	0.0	2.3	2.3	1.7		0.0	2.0	4.0	4.0	1.0	0.0	2.2	2.2	1.7	10.3

  

機械経費の構成				通信運搬費等の構成		材料費の構成				
名称	規格	単位	数量	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要
ライドベン	1.5L	台	0.5			ガソリン		L	2(2.8L×1.0h)	
日積算 時間燃料		台時	1.0			雑品		式	1	
総括表	式	1.0								
各費目の直接人件費に対する割合										
費目	割合	費目	割合	費目	割合	摘要				
機械経費	0.0%	通信運搬費等	0.0%	材料費	0.0%					
トータルステーション	3級	台	1.7			本機又はプラスティック	450m×450m×450m	本	34	
ライドベン	1.5L	台	1.7			ガソリン		L	8(2.8L×3.4h)	
日積算 時間燃料		台時	3.4			雑品		式	1	
総括表	式	1								
各費目の直接人件費に対する割合										
費目	割合	費目	割合	費目	割合	摘要				
機械経費	2.5%	通信運搬費等	0.0%	材料費	4.0%					

※復元測量(基準点の点検測量)における機械経費、通信運搬費等、材料費については、設計積算時点の設計業務等標準積算基準書記載の割合を適用するものとする。

■参考 測量法抜粋

(公共測量)

第五条 この法律において「公共測量」とは、基本測量以外の測量で次に掲げるものを行い、建物に関する測量その他の局地的測量又は小縮尺図の調製その他の高度の精度を必要としない測量で政令で定めるものを除く。

- 一 その実施に要する費用の全部又は一部を国又は公共団体が負担し、又は補助して実施する測量
- 二 基本測量又は前号の測量の測量成果を使用して次に掲げる事業のために実施する測量で国土交通大臣が指定するもの
  - イ 行政庁の許可、認可その他の処分を受けて行われる事業
  - ロ その実施に要する費用の全部又は一部について国又は公共団体の負担又は補助、貸付けその他の助成を受けて行われる事業

(測量成果の提出)

第四十条 測量計画機関は、公共測量の測量成果を得たときは、遅滞なく、その写を国土地理院の長に送付しなければならない。

- 2 国土地理院の長は、前項の場合において必要があると認めるときは、測量記録の写の送付を求めることができる。

(測量成果の審査)

第四十一条 国土地理院の長は、前条の規定により測量成果の写の送付を受けたときは、すみやかにこれを審査して、測量計画機関にその結果を通知しなければならない。

- 2 国土地理院の長は、前項の規定による審査の結果当該測量成果が十分な精度を有すると認める場合においては、測量の精度に関し意見を附して、その測量の種類、実施の時期及び地域並びに測量計画機関及び測量作業機関の名称を公表しなければならない。